事業用口座を開設されるお客さまへ

備前日生信用金庫

報道等でご案内の通り、近年、事業者名義の口座が不当請求詐欺などの犯罪に利用され、消費者被害が多発しており大きな社会問題となっています。このような行為において事業口座が悪用されるケースもあり、警察庁からの要請を踏まえ、当金庫では事業用口座の開設時における審査を強化しております。

つきましては、事業用口座の開設をお申し込みいただく際は、下記書類による本人特定事項の確認ならびに事業内容等について、代表の方にお尋ねさせていただきます。

なお、審査期間終了後の口座開設となるため、お客さまにはご不便、お手数をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

１．口座の開設は最寄の支店にて承ります。

口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの本支店にて承ります。遠隔の本支店をご希望の場合には、ご利用目的等を詳しくお尋ねさせていただきます。

２．お申込に際しては、以下の確認書類をご提示ください。

いずれの書類も原本をご準備ください。各書類は写しをとり保管いたします。

（１）代表者の公的な写真付き本人確認書類
（２）開業届
（３）既に事業を行っている場合は確定申告書
（４）事業の実施自体に各行政機関等の許認可・届出・登録等が必要な業種の場合は完了済であることを確認できる資料（免許証・許認可証等）
（５）事業内容をご紹介できる書類（事業案内、製商品のパンフレット、事業計画書等）

３．口座開設目的や事業内容、その他についてお尋ねします。

（１）取引を行う目的、主たる事業は何か、その内容についてご説明をお願いします。
（２）主たる事業所へ訪問させていただきます。
（３）当金庫で口座開設する理由について、ご説明をお願いします。
（４）お尋ねした結果、追加での書類のご提示のお願いいただく場合があります。
①発注書・納品書・請求書（自社発行でなく、貴社宛のもの）、ホームページアドレス等
②契約書類等
③その他

４．ご留意事項

（１）ご提出いただいた資料について確認させていただくため、お申込み日当日の口座開設はいたしかねます。また、お申込みから口座開設までに１～２週間お時間をいただく場合がございます。
（２）内容等を確認させていただいた結果、お申し出にお応えできず口座開設をお断りする場合もございます。理由等は開示しておりませんので、あらかじめご了承ください。また、ご提示いただいた資料の写しはご返却いたしません。
（３）口座を開設された後においても、取引の内容等についてお尋ねする場合があります。

以　上

（令和８年７月）